

芦屋町放課後塾業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目 的

児童生徒が学校で学んだ内容を復習し、理解を深めるための場とするため、放課後に補習塾を開催し、児童生徒の基礎学力の定着と家庭学習意欲の向上を図る。

この要項は、放課後塾を効果的に実施可能な委託先を公募型プロポーザルにより選定するため必要な手続き等を定める。

なお、放課後塾・学校教育の取り組み状況等については、以下のホームページをご確認ください。

○放課後塾の取り組み：<https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/15/34005.html>

○学校教育の取り組み：<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/kosodate/16606.html>

○教育委員会の基本方針：<https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/15/1179.html>

○全国学力学習状況調査の結果：<https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/15/1171.html>

2 業務概要

(1) 業 務 名 称 芦屋町放課後塾業務委託

(2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

(3) 履 行 期 間 契約締結日翌日から令和8年3月13日

※本プロポーザルにおける契約事業者は、本業務の履行状況が良好であると認められた場合に限り、翌年度も予算の範囲内で継続しての契約（随意契約）を検討する。

(4) 提案上限額 3, 8 8 1, 0 0 0 円（税込）

3 事業者選定方法

事業者の選定にあたっては、豊富な知見と実績を有した、法人格を有する事業者からの提案により選定する。

選定にあたっては、事業者からの提案を芦屋町教育委員会が定めた複数の選定委員により、評価基準に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定する。

そのうえで、優先交渉権者と芦屋町による仕様書の調整等協議が整った場合、契約を行うものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。

(2) 契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした

者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 法人の代表者又は役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 法人の代表者又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (7) 暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与していないこと。
- (8) 義務教育課程における児童・生徒を対象とした学習指導を実施しており、過去3年間（令和4年度から令和6年度まで）に地方公共団体での受託実績を有すること。

5 参加資格の確認

事業者の参加資格の確認は、参加申込書の提出日を基準とする。ただし、参加資格確認後から契約日までに事業者の備えるべき要件を欠くような事態が発生した場合は失格とする。

6 実施スケジュール（予定）

事 項	日 程
公募開始、実施要項等の配布開始	令和7年5月21日（水）
実施要項等に関する質問の受付	令和7年5月30日（金）午後5時まで
実施要項等に関する質問の回答	令和7年6月6日（金）午後5時まで
参加申込書・企画提案書等提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
書類審査結果の通知及びプレゼンテーション日時 ※書類審査は4社以上の申込があった場合に実施	令和7年6月25日（水）
プレゼンテーション及び審査	令和7年7月4日（金）
結果の通知	令和7年7月9日（水）

7 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施要項に関する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、これに定める質問以外は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 電子メール gakko@town.ashiya.lg.jp
- (4) 提出先 芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係
※電話（093-223-3547）での受信確認を行うこと。
- (5) 回答方法 令和7年6月6日（金）午後5時までに、質問表を提出した全ての事業者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。

※必要に応じ芦屋町のホームページにて公開することがある。

8 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年6月13日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類名	提出部数
① 参加申込書(様式2)	1部
② 会社概要(任意様式)	8部
③ 業務実績書(様式3) ※原本は1部、他は写し可	8部
④ 同意書(様式4)	1部
⑤ 役員等名簿(様式4別表1)	1部
⑥ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明(直近1年分)できる書類) ※写し可	各1部
⑦ 企画提案書(任意様式)	8部
⑧ 見積書(様式5)・見積内訳書(任意様式) ※見積内訳書(任意様式)は、見積額の内訳がわかるようにすること	1部

(3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。

(4) 提出先 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町教育委員会 学校教育課学校教育係

(5) 参加辞退 参加申込書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記載した辞退届(様式6)を提出すること。

9 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、選定委員会を設置する。なお、選定委員会委員は非公表とする。

(2) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションによる審査により、選定委員会において事業者の順位をつけて優先交渉権者を選定する。

① 書類審査

- ・参加申込事業者が4事業者以上あった場合、(4)評価項目に基づき書類審査を実施し、プレゼンテーションへの参加事業者を選定する。
- ・書類審査を実施した場合の審査結果については、令和7年6月25日(水)までに文書にて通知する。

なお、書類審査を実施しない場合も、令和7年6月25日(水)までにプレゼンテーション日時及び場所を文書にて通知する。

② プレゼンテーションによる審査

- ・プレゼンテーションによる審査を実施し、選定委員会において、(4)評価項目に基づき審査する。
- ・選定結果は、プレゼンテーションに参加した事業者全員に対して文書にて通知

し、事業者名を伏せた状態で参加事業者の順位を通知する。

また、優先交渉権者については、ホームページで事業者名を公表する。

- ・選定委員会については非公開とし、審査内容については一切公表しない。
- ・参加申込事業者が1事業者の場合も、審査を実施し選定の可否を決定する。

(3) プレゼンテーション及び審査

①実施日時 令和7年7月4日（金）

②実施場所 芦屋町役場本庁舎会議室 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
※実施日時・場所については、令和7年6月25日（水）までに文書にて通知する。

③プレゼンテーションの時間

- ・プレゼンテーションの時間は1事業者あたり 30分以内とし、終了後に審査員からの質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションの方法

- ・各事業者のプレゼンテーション出席者は2名以内とする。
- ・企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
- ・企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料がある場合は、当日8部を持参すること。
- ・プレゼンテーションの方法については特に指定しない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者において準備し、自ら操作すること。

電源、スクリーン、プロジェクター、マイク、ホワイトボード（黒・赤マーカー含む）、机、椅子、HDMI ケーブル
--

⑤注意事項

- ・プレゼンテーション開始時間の20分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時間は質疑の内容等により前後する場合がある。

(4) 評価項目

評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		配点
基本方針	・事業の目的を理解し、業務実施にあたっての取組方針が明確であるか。	10
業務実績	・本業務及び類似する業務の実績が十分であるか。 ・類似する業務で良好な成果を上げているか。	10
実施・管理体制	・業務の実施にあたり、十分な実施体制や専門性（担当者を中心とした全体の管理・運営体制、指導計画の作成、教材の作成・提供など）を有しているか。 ・本業務を適切に管理し、必要に応じ改善ができる体制となっているか。 ・小中学校及び教育委員会との連携が十分にとれる体制となっているか。 ・事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。	20

講師の確保・指導力	・講師の指導力を担保する育成体制やサポート体制が整っているか。 ・本業務の目的を達成するための指導力を有する講師の配置が可能か。	20
提案の妥当性・実現性	・実施方法や指導内容が適切で、事業目的が達成できると見込まれる有効性の高い実施方法が提案されているか。 ・基礎学力、学習意欲の向上に対する工夫が計画されているか。 ・学力向上、家庭学習の定着に関する提案があり、向上が見込める内容となっているか。	30
見積額	・業務に見合った見積金額となっているか。	10

1 0 契約手続き等

- (1) 審査結果に基づき、選定した優先交渉権者と協議して、提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

1 1 その他の留意事項

- (1) 複数の提案書の提出はできない。
- (2) 提出期限後の提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。また、提出期限後の提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 本業務を第三者に委託することはできない。
- (4) 企画提案書の策定、プレゼンテーション参加等に要する一切の経費等は、全て提案事業者の負担とする。
- (5) 提案書の著作権は各提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要の場合には、提案書の内容を使用できることとする。
- (6) 参加申込書及び提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要項（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

1 2 問い合わせ及び提出先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係 担当：原田、山本

電話：093-223-3547 FAX：093-223-3885

電子メール：gakko@town.ashiya.lg.jp